周辺財産(移転補償跡地)の個人・民間に対する有償使用許可のご案内

防衛省北関東防衛局では、横田、入間、百里飛行場周辺における周辺財産(移転補償跡地)に おいて、土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、地方公 共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、個人、企業等に対しても、一定の条件の下、 有償での使用許可を行っています。

○ 使用許可の前提条件

- ・居住の目的では利用できません。
- ・ 原状回復が容易な利用に限ります。 (プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。)
- ・利用の方法としては、駐車場、車両置き場、家庭菜園、物置等の設置、資材置き場などが考えられます。
- ・利用の申し出があった場合は、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- ・使用許可期間は、原則として5年以内です。 (国側において当該土地の利用需要が発生しない場合、一度に限り更新することが可能です。それを超える 要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います。)
- 詳しくは、【飛行場周辺における国有地(防衛省所管)の使用を希望される方へ】(PDF) を参照願います。
 - ※ (参考) 横田飛行場周辺の有償使用許可対象地 (図面) (PDF)
 - ※(参考)入間飛行場周辺の有償使用許可対象地(図面)(PDF)
 - ※(参考)百里飛行場周辺の有償使用許可対象地(図面)(PDF)